

令和4年度島根県観光総合支援事業補助金 募集案内

1. 趣旨

この補助金は、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図るため、新たな観光コンテンツの造成に対して支援するものです。

2. 募集事業の内容

(1) 民間主体による新たな観光コンテンツの造成で、次のすべての事項を満たすもの

- ①「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」のいずれかをテーマとする
- ②地域ならではの資源を活かした新規性のある取組
- ③県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの
- ④補助期間終了後も継続的な実施をするもの
- ⑤地元市町村と情報共有や連携して実施するもの

「観光コンテンツ」「造成」とは

- 「観光コンテンツ」とは、本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアー、観光誘客イベント（県外や他地域でのPRのみの事業は対象となりません。）とします。

例) 歴史や自然等を楽しめる体験プログラムやガイド付きツアーなど

- 「造成」とは、観光コンテンツを企画し、実施することとします。

(2) 補助対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、対象外とします。

- ①ハード整備や備品整備を主とする事業
- ②政治的又は宗教的活動と認められる事業
- ③申請者自ら企画し実施する事業と認められない事業
- ④国又は県の他の補助事業の対象となっている事業

※他の補助金との配分や割当の考え方が十分に整理できている場合は除く。

市町村事業との併用は、市町村の補助事業の要件により判断すること。

3. 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和5年3月31日まで

※交付決定日以前に発生した経費については補助対象となりません。

※造成事業が体験プログラムや現地ツアーの場合は、下記の掲載場所で紹介するため、事業完了日までに島根県観光連盟と調整の上、掲載できる状態とすること。

【掲載場所】観光ポータルサイト「しまね観光ナビ」内の体験・現地ツアーを紹介するページ

【連絡先】(公社)島根県観光連盟 0852-21-3969 (担当:石飛)

4. 補助対象経費・補助金額

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、別表（交付要綱抜粋）を満たすもので、本事業の対象として明確に区分でき、支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるもののみです。

なお、申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定ください。

(2) 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内です。

ただし、補助金の上限及び下限は、別表（交付要綱抜粋）のとおりです。

5. 応募資格

次のいずれも満たす者が対象です。

(1) 島根県税の滞納がないこと

(2) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者

なお、法人格を持たない民間団体とは、以下の要件を備えているもの

①規約等を有していること

②代表者が明らかであること

③団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること

6. 応募方法

当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を2部提出してください。

申請書は、下表の中から主な事業実施地域に応じて所管地域の窓口へ提出ください。

なお、事業実施地域が所管地域をまたがる場合は、申請者の所在地を所管する窓口へ事前に相談ください。

窓 口	所管地域
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県商工労働部 観光振興課誘客推進グループ TEL:0852-22-5619 FAX:0852-22-5580	東部 (松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町)
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部県民センター商工観光部 観光振興課 TEL:0855-29-5513 FAX:0855-22-5647	西部 (浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)
〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁県民局 観光振興課 TEL:08512-2-9610 FAX:08512-2-9626	隠岐 (海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町)

7. 審査方法等

(1) 申請内容についてヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査は下表に基づいて行います。

審査項目	審査内容
①企画内容	<ul style="list-style-type: none">・地域ならではの資源を活かした内容か。・新規性のある内容か。・集客ターゲットの設定は的確か。・実施時期は適当か。
②広報	ターゲットとなる観光客の集客に向けた、効果的な広報が計画されているか。
③事業効果	<ul style="list-style-type: none">・地域の観光施設や飲食店、土産店、宿泊施設への誘客や連携など、本県の観光産業の振興と地域経済の活性化につながるものとなっているか。・アンケート等の手法により参加者の意見や満足度を調査することで、事業の効果を検証できる体制となっているか。
④スケジュール	企画から実施までのスケジュールが具体的に示されており、確実に遂行できるか。
⑤実施体制	<ul style="list-style-type: none">・適正かつ円滑に実施できる体制を有しているか。・地元市町村と情報共有や連携して実施できる体制か。・新型コロナウイルス感染防止対策はとられているか。・翌年度以降の継続実施が見込まれるか。
⑥収支計画	事業内容に対して、妥当な収支計画となっているか。

(3) 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。

(4) 審査結果（採択・不採択）は、結果確定後速やかに通知します。

8. 事業実施後の事業評価

事業終了後には実績報告書（様式第6号）を2部提出してください。

また、事業の実績や自己評価に関するヒアリング、意見交換等の検証作業を実施する場合がありますので、協力をお願いします。

9. 情報公開

採択事業については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。

10. その他

(1) 関係機関との連携等

事業の実施にあたっては、県、市町村等関係機関と緊密に連携等を取りながら実施してください。

また、県に提出した交付申請書（様式第1号）、変更申請書（様式第3号または

第4号)、実績報告書(様式第6号)については、主な事業の実施地となる市町村と情報共有してください。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還等

補助金等交付規則の規定により、必要に応じて交付決定の取消や補助金の返還等が生じる場合があります。

別表(交付要綱抜粋)

対象事業	事業者	対象経費	補助率	補助限度額
<p>民間主体による新たな観光コンテンツの造成で、次のすべての事項を満たすもの。</p> <p>①「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」のいずれかをテーマとする</p> <p>②地域ならではの資源を活かした新規性のある取組</p> <p>③県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>④補助期間終了後も継続的な実施をするもの</p> <p>⑤地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>	<p>①観光協会</p> <p>②法人</p> <p>③法人格を持たない民間団体(ただし、次の要件を備えているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること <p>※県内団体に限る。</p>	<p>事業の実施にあたり必要な以下の経費にかかる収支の差額</p> <p>①委託料</p> <p>②謝金・費用弁償</p> <p>③材料費及び消耗品費 (参加者特典やサイン整備など直接事業執行に係るもの)</p> <p>④食糧費(その目的が造成する観光コンテンツの素材としての試食等に係るもの)</p> <p>⑤通信運搬費</p> <p>⑥使用料及び借上げ料 (機材保険料を含む)</p> <p>⑦印刷製本費</p> <p>⑧広告料</p> <p>⑨その他事業実施に必要なと認められる経費</p> <p>なお、下記の経費は補助対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費 ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費 ・食糧費(上記以外)、その他補助することが適当でないと認められる経費 	1 / 2	<p>上限： 1,000千円</p> <p>下限： 300千円</p>